

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



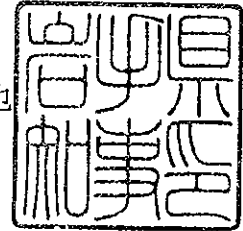
住 所 埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東四丁目4番地4

氏 名 東武商事株式会社 代表取締役 小林 増雄

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを
証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 8年 6月26日

許可の有効年月日 令和15年 6月25日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う特別管理産業廃棄物

- ・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
- ・廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）
- ・廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）
- ・感染性産業廃棄物
- ・廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃酸（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃アルカリ（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害

(以下、裏面記載)

【東武商事株式会社 公表用】 次の利用目的に限るものとし、当社の許諾を得ない目的外利用は無効。

「①許可内容を確認する為の閲覧」又は「②当社と締結した処理委託契約に添付する許可証の写しの更新の為の複写・保存」

なものに限る。)

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成26年 6月26日 当初許可

令和 元年 6月26日 更新許可(優良認定)

令和 8年 6月26日 更新許可(優良認定)

以下余白

4. 積替え許可(盛岡市の許可)の有無 無

以下余白

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白